

令和7年4月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行並びに「予防接種法第5条第1項の
規定による予防接種の実施について」の一部改正について**

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記について別添<令和7年4月1日付 日医発第4号(健Ⅱ)>のとおり通知がございました。

本件は、予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行並びに「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正がなされ、本年4月1日より施行することを通知するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について

- 予防接種法施行令の一部改正について
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正について
- 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正について
- 予防接種に関する基本的な計画の一部改正について

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

- 予防接種法第2条第3項第3号の政令で定める疾病として、帯状疱疹を位置付けること
- ヒトパピローマウイルスの定期的予防接種の対象者について、特例的に経過措置を設けること
- 「風しんの追加的対策」が令和7年3月31日をもって終了すること等

大阪府医師会・地域医療課
(06-6763-7012)